

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所契約監視委員会要項

〔平成21年12月14日〕
理事長決定
平成27年4月1日改正
平成27年11月26日改正

1 要項の目的

本要項は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の契約監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 委員会の所掌事務

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）の策定に関すること及び調達等合理化計画の自己評価の際の点検を行うこと。
- (2) 理事長が定める基準に従い、研究所において発注した物品・役務・工事等に係る契約について、事後点検を行い、理事長に対して意見の具申を行うとともに、その審議概要を公表すること。

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員3人以上をもって組織する。
- (2) 委員は、監事及び物品・役務・工事等に係る契約の過程及び内容等について点検できる学識経験等専門的知識の有る外部の者とし、理事長が委嘱する。なお、外部の者へ委嘱するに当たっては、文部科学大臣の了解を得るものとする。
- (3) 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任することができる。
- (4) 委員会に、委員長及び委員長代理を置き、委員の互選により選任する。委員長は、委員会の議事を整理する。

4 会議の開催等

- (1) 委員会は、年1回開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。
- (2) 会議は、非公開とする。

5 委員会の庶務

委員会の庶務は、監査室において処理する。

6 その他

- (1) 委員は、自己又は3親等以内の親族に関係する利害のある事項については、その議事に加わることができない。
- (2) 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後においても、同様とする。

附 則

この要項は、平成21年12月14日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年11月26日から実施する。